

外国人留学生受入れの歩み、現状、そして今後の課題

——学部学生を中心に、日本語教育の観点から——

伊 藤 恵 美 子

目 次

1. はじめに
2. 聴講生・専攻生から学部学生へ
3. 学部学生の状況
 - 3-1 入学者数の推移
 - 3-2 日本語教育の問題点とその改善策
 - 3-2-1 日本語の必修科目化
 - 3-2-2 学習意欲の高揚
 - 3-2-3 シラバスの明確化
4. 量の拡大から質の向上へ
 - 4-1 中央教育審議会の答申について
 - 4-1-1 答申の骨子
 - 4-1-2 答申から見た今後の課題
 - 4-2 本学の現状から見た今後の課題
5. まとめ

1. はじめに

本稿が掲載される本論集は第 50 巻の記念号で大きな節目であるとともに、本学の独立行政法人化を控えた最後の論集になる。筆者は留学生科目である日本語の専任教員として、これまで本学が受入れてきた外国人留学生の概要を現存する資料を基にまとめてから¹⁾、2005 年度に着手した日本語教育に関わる改善策について述べ、これらを踏まえて今後の課題と展望を考えたい。

2. 聴講生・専攻生から学部学生へ

過去における規定集を紐解いていくと、留学生の受入れに関する規定は 1978 年の「下関市立大学外国人留学生規定」(昭和 53 年 3 月 31 日付)に遡る。同規定第 1 条に「この規定は、下関市立大学学則(以下学則という。)第 41 条に規定する外国人留学生について必要な事項を定めることを目的とす

る。」と、規定の目的が謳われている。同規定第 2 条に「本学に聴講生又は専攻生として入学を希望する外国人は、本学所定の入学資格を有し、かつ、本学の行う日本語及び学力選考に合格しなければならない。」とあることから、当初本学が受入れを予定していたのは正規の学部学生ではなく、聴講生又は専攻生という身分の留学生であったことがわかる。

1986 年に、同規定は第 3 条の提出書類に「(3) 下関市内及びその周辺に居住する者の身元保証書」を付加、改定されている。

1987 年に、同規定第 2 条に「本学に学部学生として入学を希望する外国人は、学則第 16 条に規定する入学資格を有し、かつ本学外国人留学生選抜要項(募集要項)に定める選抜試験に合格しなければならない。」、第 7 条に「学部学生として入学を希望する外国人留学生選抜要項(募集要項)については、別に定める。」と記載があり、ここで初めて学部学生という文言が登場する。つまり、この規定改正から、聴講生・専攻生だけでなく学部学生まで幅広く留学生を受入れようとする本学の意図が明確に看取でき、1987 年は留学生政策が大きく舵を切った時期だったと言えよう。

1988 年の規定改正では、第 8 条に「外国人留学生の学部学生の卒業の要件は次のとおりとする。」という前書きの後に、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・専門教育科目で必要な単位数が定められ、学部学生としての留学生の受入れ準備が着実に進められていった。

3. 学部学生の状況

3-1 入学者数の推移

外国人留学生のための特別選抜試験は、1988 年から始まり現在に至っている。各年度の入学者数の内訳、及び受験者数・合格者数は、以下のとおりである。

表1 国籍別の入学者数

単位：人

	韓国	中国	台湾	マレーシア	合計
1988年度	0	2	0	0	2
1989年度	0	0	0	0	0
1990年度	2	7	3	2	14
1991年度	2	6	1	1	10
1992年度	1	8	1	1	11
1993年度	2	5	1	0	8
1994年度	2	6	0	0	8
1995年度	0	6	0	0	6
1996年度	0	8	0	0	8
1997年度	1	9	0	0	10
1998年度	2	6	0	0	8
1999年度	1	14	0	0	15
2000年度	0	17	0	0	17
2001年度	1	16	1	0	18
2002年度	1	13	0	0	14
2003年度	0	8	0	0	8
2004年度	2	17	0	0	19
2005年度	1	11	0	0	12
2006年度	0	10	0	0	10

(「外国人留学生入学者選抜実施状況表」より作成)

表2 受験者数と合格者数

単位：人

	受験者	合格者	倍率
1988年度	2	2	1.0
1989年度	9	5	1.8
1990年度	21	14	1.5
1991年度	28	12	2.3
1992年度	40	14	2.9
1993年度	35	10	3.5
1994年度	54	13	4.2
1995年度	57	14	4.1
1996年度	31	14	2.2
1997年度	54	26	2.1
1998年度	46	28	1.6
1999年度	58	37	1.6
2000年度	99	49	2.0
2001年度	96	34	2.8
2002年度	62	25	2.5
2003年度	84	21	4.0
2004年度	53	28	1.9
2005年度	57	18	3.2
2006年度	35	21	1.7

(「外国人留学生入学者選抜実施状況表」より作成)

表3 男女別の入学者数

単位：人

	男性	女性	合計
1988年度	1	1	2
1989年度	0	0	0
1990年度	12	2	14
1991年度	7	3	10
1992年度	8	3	11
1993年度	6	2	8
1994年度	7	1	8
1995年度	4	2	6
1996年度	4	4	8
1997年度	4	6	10
1998年度	4	4	8
1999年度	8	7	15
2000年度	7	10	17
2001年度	6	12	18
2002年度	10	4	14
2003年度	6	2	8
2004年度	13	6	19
2005年度	7	5	12
2006年度	6	4	10

(「外国人留学生入学者選抜実施状況表」より作成)

表4 学科別の入学者数

単位：人

	経済学科	国際商学科	合計
1988年度	0	2	2
1989年度	0	0	0
1990年度	2	12	14
1991年度	0	10	10
1992年度	1	10	11
1993年度	0	8	8
1994年度	0	8	8
1995年度	2	4	6
1996年度	3	5	8
1997年度	1	9	10
1998年度	1	7	8
1999年度	2	13	15
2000年度	6	11	17
2001年度	4	14	18
2002年度	4	10	14
2003年度	2	6	8
2004年度	3	16	19
2005年度	2	10	12
2006年度	2	8	10

(「外国人留学生入学者選抜実施状況表」より作成)

表1から、1990年度から1992年度にかけてマレーシア出身の留学生が入学しているものの、1993年度以降は東アジア出身者に限られ、特に中国人が大多数を占めていることが顕著である。この基調は現在まで変わっておらず、本学の国際交流の方向性が象徴されている。

表2から、入国管理法の改正や「留学生受入れ10万人計画」や新型肺炎SARSの影響等、当時の情勢が、受験者数の増減に反映していることが理解される。1992年度に受験者は1990年度の約2倍の40人に伸びている。次に受験者の伸びが約2倍になったのは、2000年度で99人であった。その後、受験者は2004年度に53人とほぼ半減し、2006年度は35人になった。1990年に日本経済の好況による労働力不足の解消を狙って入国管理法の改正が行われた、と言われている。「留学生受入れ10万人計画」は1983年に中曽根康弘元首相が掲げた政策で、21世紀初頭に外国人留学生の総数が10万人を超えることを目標にした。この数値目標を達成するために、20世紀末頃の入国在留審査の手続きが簡素化されたことは周知の事実である（中央教育審議会、2003）。2003年は新型肺炎SARSが流行し、特にアジア諸国からの入国が難しくなった（外務省）。さらに、外国人の凶悪犯罪が多発したことを受け、2004年に入国管理法が改正され、入国在留審査が厳しくなった（法務省入国管理局）。外国人は通常日本語学校などの予備教育機関で1年半から2年間日本語を勉強した後、大学受験に臨む。したがって、上述の影響を日本語学校は直接的に受けるのに対して、大学はその約2年後に受けるというタイムラグが生じると分析できよう。

表3に示されているように、1988年度から1995年度までの入学者は男性が過半数であったが、1996年度に初めて男女同数になり、1997年度には入学者数は逆転し女性のほうが多くなった。社会科学系の学部を志望する女子学生の増加は近年の日本人学生に見られる傾向であるが、留学生の学部選択もこれに近い志向なのであろうか。1998年度は再び男女同数になり、1999年度以降は年度によって男性が多かったり女性が多かったりして異なるが、90年代前半に比べて両者の差は概ね小さい。

表4から、1988年度から2006年度まで一貫して入学者は経済学科より国際商学科のほうが多いこと

がわかる。経済学科の「経済理論を基に、現代経済・地域経済を分析します」より（下関市立大学、2006b: 7）、国際商学科の「実学を特色として、国際感覚・情報処理能力を養います」のほうが（下関市立大学、2006b: 9）、留学生にとって魅力的なようである。

3-2 日本語教育の問題点とその改善策

3-2-1 日本語の必修科目化

外国人留学生の増加政策に伴い、受験資格に日本語能力試験1級合格が課せられていた頃なら大学の門をくぐれなかった外国人が正規の大学生になれるようになった。日本語力が不十分な外国人留学生に対する教育的配慮と必要性に迫られ、各大学は外国語科目の代替科目として日本語を開講している。

本学でも、大学での勉学に必要な日本語力、いわゆるアカデミック・ジャパニーズを留学生に身に付けさせるために、日本語A・日本語B・日本語C・日本語D・日本語E・日本語F・日本語G・日本語Hの合計8単位が用意されている。しかし、2000年度から2004年度の5年間に卒業した留学生の単位取得状況を調べたところ、大多数の留学生は日本語4単位と日本事情4単位の合計8単位で卒業単位を満たしていることが判明した。90分授業に出席して1年間で取得できる単位が日本語は2単位なのに対し日本事情は4単位なので、日本語より日本事情のほうが単位は効率的に取れると思って、日本語学習の機会を放棄した卒業生が多かったのであろう。他方で、専門演習の担当者から日本語力が不十分でゼミについてこられない留学生がいるとの指摘があった。

日本語担当者として、専門演習が履修できる程度に留学生の日本語力を向上させるために、日本語の必修科目化を図った。すなわち、「下関市立大学外国人留学生規定」第9条第3項「基礎教育のうち第一外国語8単位以上を、日本語及び日本事情、合計8単位でこれに代えることができる」（下関市立大学教務部、2005a: 152）を、日本人学生に適用されている「下関市立大学履修規定」第7条（下関市立大学教務部、2005b: 106-107）に準じて改正することを、語学担当者会議及び基礎教養学科会議の数回にわたる審議を経て、川本忠雄前教務部長より2005年度第9回教授会で提案、第11回教授会で再

提案の後、承認された。規定改正により、2006年度入学者より第一外国語である日本語8単位の取得が卒業要件となった（下関市立大学教務係，2006: 152）。

3-2-2 学習意欲の高揚

本学には「私費外国人留学生で、その有する国籍に係る国等からの金銭的援助を受けておらず、学業成績が良好で最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがあり、かつ、市長が特別の事情があると認めるもの」には、入学金・授業料を半額に減免される制度がある（下関市立大学学生係，2006: 12）。ところが、申請と減免の件数は入学金・授業料の双方が1997年以降毎年同じ件数であり（下関市立大学学生部，2002: 12; 2003: 14; 2004: 14; 2005: 13; 下関市立大学学生係，2006: 12）²⁾、留学生の全員が入学金も授業料も半減されているのが実情である。

授業料の減免制度は、在学の4年間にわたって奨学金が受給できない学生のための救済策であり、全ての留学生が日本よりGDPの低い国から来日している本学の現状に即した措置であることは間違いない。しかし、減免申請が100%認められている事実から、留学生は申請すれば減免されると安易に考えている。また、全員の留学生が授業料を半減される一方で、非常に優秀な留学生でも現行法では全額免除の対象にはならない。つまり、まじめに勉学に取り組んでいる成績優秀な留学生に対しても、学業成績が良好とは言えない留学生に対しても同一の経済的支援が行われているのである。

一律の授業料半減免除は、良い評価を得ようとする留学生のインセンティブにならない。努力して良い成績を取った留学生を正当に評価し学習意欲をより高揚するために、米田昇平前学生部長より国際交流委員会で授業料の減免制度の改定を提案した。授業料免除制度が教育面で果たす役割の重要性が再認識され、提案は承認された。

3-2-3 シラバスの明確化

最近、巷では具体的な授業内容をあらかじめシラバスとして提示する動きが盛んである。しかるに、本学の日本語に関しては、2004年度のシラバスは担当者別に簡単な授業説明が数行あるだけで（下関市立大学，2004: 118-119）、毎回の授業で具体的に

何を勉強するのか不明であり、学生にとってシラバスは予習など自習プランの参考になる記述ではなかった。

赴任時2005年度のシラバスは前年の様式を踏襲せざるを得なかったが（下関市立大学，2005a: 121-122）、学生の側に立った授業計画と言える内容ではなく、改める必要性を強く感じていた。さらに、基礎教養学科会議で日本語のシラバスの内容が不明瞭であるという意見も出された。

専任教員は担当科目のまとめ役の立場にあるので、事務方と予算面を考慮に入れながら協議し、2006年度のシラバスは他の科目と同様に担当者別にページを分けることにした。常勤嘱託講師に、学生の勉強に資するため授業内容を詳しく書くように協力を要請した（下関市立大学，2006c: 117-120）³⁾。2006年度のシラバスはまだ十分な内容とは言えないだろうが、一歩前進できたと考える。

4. 量の拡大から質の向上へ

4-1 中央教育審議会の答申について

4-1-1 答申の骨子

「留学生受入れ10万人計画」が策定された20年後の2003年に、留学生は109,508人に達成した（文部科学省高等教育局学生支援課，2006）。これにより、新たな留学生政策のあり方が中央教育審議会大学分科会留学生部会で審議され、答申が出された。

答申の第1章「留学生交流の意義（理念）」で、留学生交流は、国家レベルでは人的ネットワークを形成し諸外国との相互理解の増進に効果的であること、大学レベルでは留学生の受入れにより世界的な視野で教育研究の内容と水準の改善を促し、大学の国際化と国際競争力の強化を促進すること、留学生が母国で指導的立場で活躍することにより国際社会に対する知的貢献になると述べられている（中央教育審議会，2003）。

第2章「留学生交流の現状と課題」に、留学生の急増に伴う質への懸念が記されている。1998年から2003年の5年間で、留学生はほぼ2倍に急増しており、増加した留学生のほとんどが私費留学生であり、かつ約8割が中国からの留学生であるとあり、その背景には中国の著しい経済成長に伴う進学

意欲の拡大、18歳人口の減少に伴う日本の大学の積極的な留学生の受入れ、入国在留審査における手続きの簡素化、が挙げられている。中国からの私費留学生の急増により、各大学は受入れ体制を十分に整えることなく、安易に留学生を受入れ、学習意欲等に問題のある留学生を在学させているのではないかと書かれている（中央教育審議会，2003）。

第3章「新たな留学生政策の基本的方向」で、各大学は学生数の確保という観点から安易に留学生を受入れることは厳に慎むべきであり、留学生の質の確保への取組みの強化を促している（中央教育審議会，2003）。

第4章「具体的な施策の展開」に、外国人留学生については、入学者選抜・教育研究指導・生活支援などで留学生に固有の業務と配慮が必要であり、留学生センターなど専任の部局を設け、学内体制を確立すべきであると明記されている。そのために留學業務に関する研修に努めるなどして事務職員を国際交流業務の専門家として養成し、各大学は受入れ体制の質を高めることが必要であると具体的な施策が提示されている。教育機関としては、留学生を安易に入学させることなく、日本留学試験を活用して学力を適切に判定することが求められている。また、優れた留学生を受入れるために、各大学は教育内容をホームページで英語などの外国語で発信することが重要であると情報発信機能の強化が示されている。さらに、2004年度より大学は第三者評価を受けることが義務付けられていることから、留学生の質の確保の観点から教育プログラムや受入れ体制について評価が行われることが期待されている。留学生宿舎については、宿舎を着実に整備し、留学生と日本人学生の混住により交流が促進するよう配慮すべきであるとされている。最後に、留学生の卒業後の就職、帰国した元留学生の同窓会の結成と活性化についても支援を行うことが重要であると結ばれている（中央教育審議会，2003）。

4-1-2 答申から見た今後の課題

前節の中央教育審議会の答申「具体的な施策の展開」に沿って、本学の現状における取組みと今後の課題について、以下に述べる。

留学生受入れのための専任の部局の設置と留学生宿舎の整備については、2005年度に国際交流委員

会で検討が行われた後、事務レベルで法人化後に向けて準備が進められている。また、宿舎にチューター（外国人留学生相談員）を入居させる意義についても、同委員会で理解及び賛同をすでに得ている。

国際交流の専門家については、法人化にあたって事務職員増員の方針が打出されている。交換留学提携先からの来客対応の度に役職者でもない一教員が動員されている現状は、国際交流の専門家が不在の故とはいえ妥当性に欠ける。教員と職員、各々について本来の業務を見直すことが必要であり、部局の設置とともに答申に従って専門家の事務職員を速やかに配置すべきである。

留学生の受入れについては、現行の選抜試験は受験生に日本留学試験のうち日本語しか課していないが、文系への進学希望者は日本語・総合科目・数学を受験するので（文部科学省高等教育局学生支援課，2006）、留学生は総合科目と数学に関しても正當に評価してほしいと希望していること⁴⁾、全国の国・公立大学で日本留学試験の日本語しか課していないのは東京外国語大学外国語学部と香川大学法学部と都留文科大学英文学科以外には芸術系と体育系の学部しかないことに鑑み（日本学生支援機構，2006）⁵⁾、選抜試験の科目を改め答申に明記されているように受験生の学力を適切に判定すべきである⁶⁾。

ホームページの外国語表記については、インターネットが世界に向けて情報発信するツールである以上、少なくとも英語表記が必要であることを2005年度に基礎教養学科会議及び教授会で提案したが、今のところ日本語表記のみなので早急な対処が必要であろう。

留学生の就職については日本人学生と同様にインターンシップ制度が用意されているが、同窓会については未だ組織化されていない。同窓会は元留学生のネットワーク作りに役立つだけでなく、将来本学に留学を希望する受験生の増加につながると考えられるので、専任の部局が設置されると同時に結成に向けて支援を行うのが望ましい。

4-2 本学の現状から見た今後の課題

中央教育審議会の答申は日本国内の大学に共通する課題について論じられており、各大学の個別事情は当然のことながら考慮に入れられていないので、

本節では答申で触れられていない課題について三点述べる。

本学が抱えている課題としては、第一に留学生指導の専門職を設けることが挙げられる。留学生指導の体制について、四つの発展段階が知られている。段階は担い手の分化と機能の変転の点から、留学生指導の特定の担当がおらず一般教員が兼業として行う第一期、留学生指導が専門のポストが設定される第二期、留学生指導の専門機関が設置される第三期、留学生指導の専門機関が中心となった拡大組織ができネットワークが整備される第四期に分けられる(田中, 1998a; 1998b など)。この段階に本学の状況を照らし合わせると、留学生指導の専門職が置かれておらず日本語担当の教員が兼業している実情から、第一期に該当する。

次に、文部科学省の留学生政策の転換「量の拡大から質の向上へ」を踏まえて、本学の留学生受入れのビジョンを立てることが肝要である。現在、留学生の定員は若干名である。教授会、及び学生部長や教務部長など幹部教員への具申を経て、2005年度第7回教授会で、丹下榮前入試制度検討委員会副委員長より2008年度入学試験(改革案)において留学生の定員の数値化・定員内化の見送りが提案され、議決された。しかしながら、留学生の定数化への動きが学内で依然として見られるのも事実である。国立学校は文部科学省から留学生予算が措置されており、多数の留学生を受入れる素地がハード・ソフト両面において整っている⁷⁾。それに対して、留学生センターが未設置で専任の教職員のポストも留学生教育の特別予算もない本学では、多くの留学生を受入れて質の高い教育を施すことは現実的ではない。現在まで留学生定員は若干名となっているが(下関市立大学, 2006 b:33)、表2から実際の合格者は1990年度以降二桁であり2000年度は49人にも達していることがわかる。日本人学生の定員が450人の単科大学である本学が、留学生数の拡大を推し進めていけば、全学生に占める留学生の割合が突出することは明白であり、結果として「量の拡大から質の向上へ」に逆行することになってしまうのではないか。また、日本人学生の確保が難しい東北地方と中国地方で、経営戦略として学生定員を留学生で埋めようとした私立大学が倒産したケースは記憶に新しい。留学生の受入れにあたっては、予算の担保

とそれに基づいた体制を整備することが先決であろう。

第三の課題は、全学挙げて留学生の受入れを行うよう制度を確立することである。2005年度も2006年度も筆者は入試委員ではないが、日本語の専任教員であるという理由で、入試説明会をはじめとする留学生入試に関わる業務を担当した。入試業務は公式見解では入試委員会によって全て執り行われているはずであるが、留学生入試については現実には必ずしもそうではない。外国人受験生を学部学生として正式に入学させる手続きとして、これで適切なのだろうか。櫻木晋一入試委員会委員長は留学生入試の継子の扱いは改める必要があるとの認識なので、2007年度に現状が改善されることを期待する。さらに、日本語教員という特定の個人に留学生に関わる諸々の負担が集中している現状から、全教員で留学生を受入れて教育を行う方向に体制を変えていくことが、真の意味での大学の国際化であり国際交流につながることは疑いなく⁸⁾、答申の理念にも沿う。

5. まとめ

本稿は、先ず本学が聴講生・専攻生として外国人を迎え、その後正式に学部学生として受入れるようになった経緯をまとめた。次に、留学生選抜試験に特有の年度別の著しい受験者数の増減には、政府の政策や国際情勢等が反映していることを明らかにした。さらに、赴任時2005年度に日本語教育が直面していた問題とその改善策、すなわち日本語の必修科目化・学習意欲の高揚・シラバスの明確化について述べた。最後に、文部科学省の留学生政策の転換から見えてきた今後の課題、及び本学の個別事情から見た今後の課題について検討した。

本稿を機に、外国人受験生の学力が適切に判断できる選抜試験を全教員で実施し、合格した留学生に質の高い教育を全学挙げて行うことを通して、本学の教育研究の内容と水準が向上すること、つまり本学の国際化が名実ともに促進することを願う。

謝辞

本稿の執筆にあたって、本学事務局管理課山本隆氏、学生係岡田忠氏、山本香菜氏、及び教務係迫田

恭子氏より資料の提供を受けた。ご協力に対して、紙面を借りて謝意を表す。

注

- 1) 留学生センターや国際交流センターなどの名称で、外国人留学生の受入れと日本人留学生の派遣を業務とする専任の部局が設置されている大学では、そこが報告書等を公刊するのが一般的であるが、本学には専任の部局が設置されていない。2002年に当時の学生部が『2001年度下関市立大学における国際交流の実情について：年次報告書（国際交流白書）』を初めて刊行したが、2000年度以前の状況については報告書の類は作成されていない（学生係岡田忠氏と山本香菜氏の談話）。
- 2) 『下関市立大学における国際交流の実情について：年次報告書（国際交流白書）』には過去5年間のデータが収められており、2001年度版には1997年度から2001年度までの状況が記されているが、1996年度以前については資料が存在しないので詳細は不明である。
- 3) 日本語だけでなく、短期留学生向けに開講されている日本語実習についても同様の措置を講じた。
- 4) 丹下榮前入試制度検討委員会副委員長の依頼により、2005年度の入学生に入試科目について意見を聞いた。
- 5) 筆者は「2005年外国人留学生のための進学説明会」「2006年外国人留学生のための進学説明会」、及び日本語学校の進学説明会で、ブースを訪れた外国人受験生だけでなく日本語学校の進路指導担当者にも「本当に日本留学試験の日本語だけでいいんですか？」と何度も念を押された。これは、本学の入試科目がいかに異例であるかの証左である。
- 6) 本学はユニークな選抜試験で受験生を確保してきたという主張が聞かれるが、それは日本人の場合であり、留学生に関しては第3章第1節で述べたように、入国管理局など政府の方針により受験者数が大きく左右されることを念頭に置く必要がある。
- 7) 国立学校では日本語教育は留学生の日本語力別でクラスが編成され、平均4～8人の少人数教育が実施されている。これ以外に補講クラスも編成される。そのうえ、留学生に対して実地見学指導費・実地見学費の予算により見学旅行やスキーツアーなどが行われるほか、大学に対しても教育研究基盤校費によ

り留学生教育に関する教育研究機能の充実が図られている（留学交流事務研究会、2003: 165-166）。

- 8) 筆者はチューター（外国人留学生相談員）の指導も職務範囲とされている。毎年、チューターは「世界の厨房から」と題して留学生の出身地の料理などを披露する国際交流行事を留学生と協力して催している。「世界の厨房から」は、2005年度は土曜日だったが2006年度は木曜日に行われたので、日時と場所を全教職員に向けてメールでお知らせしたが、会場に足を運んだのは極少数の教員に過ぎなかった。

参考文献

- 下関市立大学（1978）「下関市立大学外国人留学生規定」（会議資料）
- 下関市立大学（1986）「下関市立大学外国人留学生規定」（会議資料）
- 下関市立大学（1987）「下関市立大学外国人留学生規定」（会議資料）
- 下関市立大学（1988）「下関市立大学外国人留学生規定」（会議資料）
- 下関市立大学（2004）『平成16年度 SYLLABUS』
- 下関市立大学（2005a）『平成17年度 SYLLABUS』
- 下関市立大学（2005b）「第7回教授会（2005年10月13日）資料9」（会議配布資料）
- 下関市立大学（2005c）「第9回教授会（2005年11月24日）資料8」（会議配布資料）
- 下関市立大学（2005d）「第11回教授会（2005年12月15日）（資料なし）」（会議配布資料）
- 下関市立大学（2006a）「外国人留学生入学者選抜実施状況表」
- 下関市立大学（2006b）『Shimonoseki City University』
- 下関市立大学（2006c）『平成18年度 SYLLABUS』
- 下関市立大学学生部（2002）『2001年度下関市立大学における国際交流の実情について：年次報告書（国際交流白書）』
- 下関市立大学学生部（2003）『2002年度下関市立大学における国際交流の実情について：年次報告書（国際交流白書）』
- 下関市立大学学生部（2004）『2003年度下関市立大学における国際交流の実情について：年次報告書（国際交流白書）』
- 下関市立大学学生部（2005）『2004年度下関市立大学における国際交流の実情について：年次報告書（国際交流白書）』

- 流白書)』
- 下関市立大学教務部 (2005a) 「下関市立大学外国人留学生規定」『平成 17 年度学生便覧』 151-152.
- 下関市立大学教務部 (2005b) 「下関市立大学履修規定」『平成 17 年度学生便覧』 106-111.
- 下関市立大学事務局管理課学生係 (2006) 『2005 年度下関市立大学における国際交流の実情について：年次報告書 (国際交流白書)』
- 下関市立大学事務局管理課教務係 (2006) 「下関市立大学外国人留学生規定」『平成 18 年度学生便覧』 151-153.
- 田中共子 (1998a) 「留学生指導体制の段階的展開に関する一考察」『広島留学生センター紀要』 8: 63-79.
- 田中共子 (1998b) 「留学生教育・指導のあるべき姿：留学生指導体制の担い手について」『広島大学留学生教育』 2: 32-56.
- 日本学生支援機構 (2006) 『私費留学生のための大学入学案内』 大学通信
- 留学交流事務研究会 (2003) 『留学交流執務ハンドブック』 第一法規
- 外務省「海外安全ホームページ：重症急性呼吸器症候群 (SARS) 患者の発生」
<<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/info/info.asp?num=2003C480>> 2006 年 11 月 21 日参照
- 中央教育審議会 (2003) 「新たな留学生政策の展開について (答申)：留学生交流の拡大と質の向上を目指して」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/03121801.htm> 2006 年 2 月 17 日参照
- 法務省入国管理局「第 159 回国会において成立した『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 (平成 16 年 6 月 2 日法律 73 号) について』」
<<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan21.html>> 2006 年 11 月 20 日参照
- 文部科学省高等教育局学生支援課 (2006) 「我が国の留学生制度の概要：受入れ及び派遣」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06082503.htm> 2006 年 9 月 6 日参照